

# 兵庫県最低賃金の改正について

兵庫労働局 労働基準部 賃金室

兵庫県最低賃金が、下記のとおり改正されます。

**時間額 960 円**

**令和4年10月1日発効**

兵庫県最低賃金が令和4年10月1日から時間額960円(改正前は928円)に改正されます。

最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等すべての労働者に適用されます。

詳しいことは、兵庫労働局労働基準部賃金室(078-367-9154)又は最寄の労働基準監督署にお問い合わせください。

生産性向上のため設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する「**業務改善助成金**」がござい  
ます。

## 【業務改善助成金の相談・申請窓口】

相談は「業務改善助成金コールセンター」

電話 0120-366-440

申請は「兵庫労働局雇用環境・均等部企画課」

電話 078-367-0700